

### 1103 関税の納税義務者

関税を納める義務がある者（納税義務者）は、関税関係法令に別段の規定がある場合を除くほか、「貨物を輸入する者」と規定されています。

この場合の「貨物を輸入する者」とは、通常の輸入取引により輸入される貨物については、原則として仕入書（インボイス）に記載されている荷受人となります。仕入書がない場合は船荷証券又は航空貨物輸送証等に記載されている荷受人となります。

ただし、関税関係法令で輸入申告者の資格が限定されている場合は、その限定された者が納税義務者となります。

また、外国から到着した貨物が輸入申告される前に転売された場合は、転得者が輸入者となります。

（関税法第6条、関税定率法施行令第7条第2項等）

#### 〔参考〕

次の書類は、通常「 」による名称で呼ばれています。

仕入書は「インボイス」

船荷証券は「ビー・エル（Bill of LADINGの略称）」

航空貨物輸送証は「エアー・ウェイ・ビル」